

経 済 産 業 省

20230316保局第1号

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部を改正する規程を次のように
制定する。

令和5年3月28日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領の一部を改正する規程

高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328保局第2号）の
一部を別紙の新旧対照表のとおり改める。

附 則

1. この規程は、令和5年4月1日から施行する。
2. 令和5年3月31日以前に発生した事故については、この規程の施行後も、
なお従前の例による。

○高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領（20180328 保局第 2 号） 新旧対照表
（改正前欄に二重傍線を付した規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。）

改 正 後	改 正 前
高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 制定 20180328 保局第 2 号 平成 30 年 3 月 30 日 改正 20181217 保局第 1 号 平成 30 年 12 月 21 日 20200619 保局第 2 号 令和 2 年 7 月 1 日 20200727 保局第 1 号 令和 2 年 8 月 4 日 20230316 保局第 1 号 令和 5 年 4 月 1 日	高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 制定 20180328 保局第 2 号 平成 30 年 3 月 30 日 改正 20181217 保局第 1 号 平成 30 年 12 月 21 日 20200619 保局第 2 号 令和 2 年 7 月 1 日 20200727 保局第 1 号 令和 2 年 8 月 4 日
都道府県における高圧ガス・石油コンビナート事故対応について (別添 1) 1. (略) 2. 事故発生 の 連絡 (1)～(4) (略) (削る) 3. ～ 6. (略)	都道府県における高圧ガス・石油コンビナート事故対応について (別添 1) 1. (略) 2. 事故発生 の 連絡 (1)～(4) (略) (注) 高圧ガス・石油コンビナート事故対応要領 I. 2. 事故の定義等 (3) の事故は液化石油ガス事故 対応要領により都道府県から指定都市に連絡がなされるが、高圧法の事故に該当しないことに留意す ること。 3. ～ 6. (略)